

駐車監視員活動ガイドライン

平成21年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	最重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
重点路線	市道弁天浄心線及び市道児玉浄心線 (弁天通一丁目交差点～天神山交差点)	9時～20時
	市道江川線 (浅間町交差点～那古野一丁目交差点)	9時～20時
	県道名古屋甚目寺線 (則武新町交差点～景雲橋)	9時～20時
	市道菊井町線 (那古野交差点～天神山交差点)	9時～20時
	重点路線	重点時間帯
重点路線	路線 (区間)	
	県道名古屋江南線 (浅間町交差点～庄内川橋南交差点)	9時～20時
	主要地方道名古屋環状線 (西八サバ交差点～康生通二丁目交差点)	9時～20時
	国道22号線 (幅下橋～上更交差点)	9時～20時

重点地域	最重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
重点地域	円頓寺周辺地区 ・那古野一丁目～二丁目 ・名駅三丁目 ・幅下二丁目 ・新道二丁目	9時～20時
	重点地域	重点時間帯
重点地域	地域 (町名)	
	又徳団地地区 ・又徳町1丁目～6丁目 ・香呑町1丁目～6丁目 ・庄内通3丁目	9時～20時
	栄生駅地区 ・栄生一丁目～三丁目 ・則武新町四丁目	9時～20時
	名古屋駅北地区 ・牛島町 ・名駅一丁目～二丁目 ・則武新町三丁目 ・菊井二丁目	9時～20時
	榎小、南押切小地区 ・則武新町一丁目～二丁目 ・名西一丁目 ・押切一丁目 ・菊井一丁目	9時～20時
	浅間町地区 ・浅間一丁目～二丁目 ・幅下一丁目 ・城西一丁目 ・新道一丁目	9時～20時
	城西地区 ・城西二丁目～五丁目 ・数寄屋町 ・堀端町 ・樋の口町	9時～20時
	天神山地区 ・天神山町 ・押切二丁目 ・名西二丁目 ・花の木一丁目～三丁目	9時～20時
	児玉地区 ・児玉一丁目～三丁目 ・浄心一丁目～二丁目	9時～20時
	上名古屋地区 ・上名古屋一丁目～四丁目	9時～20時
	天塚地区 ・浄心本通3丁目 ・庄内通1丁目～2丁目 ・秩父通1丁目～2丁目 ・城北町1丁目～3丁目 ・貝田町1丁目～2丁目 ・天塚町1丁目～4丁目 ・田幡町	9時～20時
	江向、稻生地区 ・稻生町1丁目～7丁目 ・江向町1丁目～6丁目 ・稻生町 ・榊形町1丁目 ・庄内通4～5丁目	9時～20時
	笠取、鳥見地区 ・康生通1丁目～2丁目 ・万代町1丁目～2丁目 ・笠取町1丁目～4丁目 ・東岸町2丁目 ・笹塚町1丁目～2丁目 ・鳥見町1丁目～4丁目	9時～20時
	名塚、大金地区 ・大金町1丁目～5丁目 ・新福寺町1丁目～2丁目 ・上堀越町1丁目～4丁目 ・名塚町1丁目～5丁目 ・堀越町	9時～20時
	堀越、枇杷島地区 ・堀越一丁目～三丁目 ・南堀越一丁目～二丁目 ・枇杷島一丁目～五丁目	9時～20時
	自動二輪・原付重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
	地下鉄浅間町駅周辺地区	9時～20時

愛知県西警察署

